

平成29年第2回定例会（9月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

平成29年9月20日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成29年度9月補正予算に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 災害対応力強化（国民保護共同訓練）事業について
(総合防災課)

【議案関係】

- 資料3 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第158号)
(人事課)
- 資料4 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第159号)
(人事課)
- 資料5 「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について
(議案第160号)
(財政課)
- 資料6 「同意集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第161号）
(税務課)

資料1 (予算関係)

平成29年9月20日
財 政 課

平成29年度9月補正予算
に関する説明資料

(議 案 第 1 5 2 号)

平成29年度9月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	1,206,627	地域医療介護総合確保事業費 1,123,838 (680,525 → 1,804,363) 東北観光復興対策交付金 43,335 (386,654 → 429,989) 医療施設等設備整備費 19,967 (15,555 → 35,522)	研究機器整備事業費 △ 4,645 (151,220 → 146,575) 職業訓練施設設備費 △ 4,039 (34,784 → 30,745)
10 財産収入	70	地域医療介護総合確保基金利子収入 70 (416 → 486)	
11 寄付金			
12 繰入金	459,436	地域医療介護総合確保基金繰入金 453,091 (1,715,954 → 2,169,045)	
13 繰越金	624,281	前年度繰越金 624,281 (1,822,418 → 2,446,699)	
14 諸収入	112,830	産地パワーアップ事業費 58,113 (119,337 → 177,450) 河川改良受託事業収入 54,000 (0 → 54,000)	
15 県 債	437,600	土木河川等整備事業費 155,700 (2,558,100 → 2,713,800) 地方道路等整備事業費 141,300 (7,790,700 → 7,932,000) 土木自然災害防止事業費 113,000 (4,350,500 → 4,463,500) 県単空港施設整備事業費 18,800 (448,300 → 467,100)	
合 計	2,840,844	604,880,310→607,721,154	

平成29年度9月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	△ 54,353	電子申請システム更新事業 12,538 (0 → 12,538)	地域総合整備資金特別会計繰出金 △ 68,839 (100,262 → 31,423)
3 民生費	1,694,043	地域医療介護総合確保基金積立金 1,685,827 (1,021,204 → 2,707,031)	
4 衛生費	501,797	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 368,583 (3,683,466 → 4,052,049) 医療提供体制整備費補助事業 119,138 (170,805 → 289,943)	大気汚染常時監視網整備事業 △ 466 (6,509 → 6,043)
5 労働費	△ 4,989		職業能力開発支援事業 △ 4,989 (425,960 → 420,971)
6 農林水産業費	94,322	産地パワーアップ事業 58,113 (119,337 → 177,450) 果樹産地等緊急総合支援事業 20,992 (33,280 → 54,272) 花き種苗センター再編整備事業 9,851 (0 → 9,851)	
7 商工費	56,873	秋田のインバウンド誘客促進事業 54,169 (481,682 → 535,851)	施設・設備整備費 △ 4,619 (149,720 → 145,101)
8 土木費	522,100	県単河川改良事業 226,000 (4,808,078 → 5,034,078) 県単道路補修事業 157,100 (5,018,406 → 5,175,506) 河川改良受託事業 54,000 (0 → 54,000) 県単砂防事業 40,000 (948,900 → 988,900) 県単空港施設整備費 25,000 (616,986 → 641,986)	
9 警察費	6,562	犯罪捜査活動及び犯罪捜査用機器整備事業 6,562 (2,367 → 8,929)	
10 教育費	24,489	公立高等学校等就学支援費 20,892 (2,639,341 → 2,660,233)	
11 災害復旧費			
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	2,840,844	604,880,310→607,721,154	

平成29年度9月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	781	非常勤職員人件費等 781 (3,191,974 → 3,192,755)	
2 物 件 費	86,553	秋田のインバウンド誘客促進事業 53,969 (444,123 → 498,092) 電子申請システム更新事業 12,538 (0 → 12,538)	
3 扶 助 費	20,892	公立高等学校等就学支援費 20,892 (2,521,830 → 2,542,722)	
その他の 行政経費	補助費等	20,444	果樹産地等緊急総合支援事業 20,992 (33,280 → 54,272) 企業競争力強化事業 △ 765 (46,633 → 45,868)
	積立金	1,692,193	地域医療介護総合確保基金積立金 1,685,827 (1,021,204 → 2,707,031)
	投資及び出資金		
	貸付金		
	4 維持修繕費		
5 補助投資事業費	547,649	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 368,583 (222,586 → 591,169) 医療提供体制整備費補助事業 119,138 (170,805 → 289,943) 産地パワーアップ事業 58,113 (119,337 → 177,450)	職業能力開発支援事業 △ 7,326 (22,662 → 15,336) 施設・設備整備費 △ 4,619 (149,720 → 145,101)
6 単独投資事業費	536,095	県単河川改良事業 226,000 (4,808,078 → 5,034,078) 県単道路補修事業 157,100 (5,018,406 → 5,175,506) 河川改良受託事業 54,000 (0 → 54,000) 県単砂防事業 40,000 (948,900 → 988,900) 県単空港施設整備費 25,000 (616,986 → 641,986)	
7 補助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金	△ 63,763	秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計繰出金 5,076 (6,514 → 11,590)	地域総合整備資金特別会計繰出金 △ 68,839 (100,262 → 31,423)
合 計	2,840,844	604,880,310→607,721,154	

災害対応力強化（国民保護共同訓練）事業について

平成 29 年 9 月 20 日

総 合 防 災 課

1 目 的

国、県及び由利本荘市が共同で、弾道ミサイルの落下を想定した避難訓練を実施し、住民の避難行動の理解と普及を図る。

2 事業費 148千円 (国 148千円)

(内訳：負担金補助及び交付金 148千円)

[経費の内訳]

内容	数量	金額
災害用ビブス	60枚	130千円
飲料水	192本	18千円

3 訓練の概要

- (1) 主 催 内閣官房、消防庁、秋田県、由利本荘市
- (2) 日 時 平成 29 年 9 月 27 日 (水) 9 : 30 ~ 9 : 40 頃
- (3) 場 所 由利本荘市西目町^{しんみちした}新道下地区
- (4) 参加人数 約 200 名
- (5) 想 定 X 国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性がある
と判明
- (6) 訓練内容 防災行政無線や消防防災メールによる住民への情報伝達及び
住民が避難等を実施

【参考：県内市町村の取組】

同日同時間帯において、由利本荘市の訓練に併せ、他の 11 市町村（予定）においても、国からのエムネットによる情報伝達を受けた防災行政無線や登録制メール等による住民への情報伝達訓練等が行われる。

※ 11市町村の内訳 鹿角市、大館市、能代市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村、にかほ市、大仙市、東成瀬村

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
 について (議案第 158 号)

平成 29 年 9 月 20 日
 人 事 課

1 改正理由

知事の給料月額及び期末手当を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

- (1) 知事の給料については、就任時から経済状況に鑑み 100 分の 20 に相当する額を減じているが、平成 29 年 10 月 11 日から平成 30 年 1 月 10 日までの 3 か月間、支給しないこととする。(附則第 5 項関係)

給料月額	現行の給料月額	減額	減額計(※)
1,210,000円	968,000円	968,000円	2,932,696円

※平成 29 年 10 月及び平成 30 年 1 月分の給料については日割計算することとなるため、端数が生じる。

- (2) 知事の期末手当についても、給料と同様に 100 分の 20 に相当する額を減じているが、平成 29 年 12 月期については支給しないこととする。(附則第 7 項関係)

期末手当額	現行の期末手当額	減額
2,675,612円	2,140,490円	2,140,490円

《参考》 給料及び期末手当の減額計

給料の減額計	期末手当の減額	減額計
2,932,696円	2,140,490円	5,073,186円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附則 1～3 略</p> <p>4 知事等の給料月額は、平成二十六年十一月一日から平成三十三年四月三十日までの間に係るもの限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>5 平成二十九年十月十一日から平成三十年一月十日までの間における知事の給料月額は、第二条及び前項本文の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の百を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から平成三十二年十二月までの間に支給するもの限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>7 平成二十九年十二月に知事に支給する期末手当の額は、第八条並びに附則第四項ただし書及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の百を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>8 略</p>	<p>附則 1～3 略</p> <p>4 知事等の給料月額は、平成二十六年十一月一日から平成三十三年四月三十日までの間に係るもの限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>5 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から平成三十二年十二月までの間に支給するもの限り、第八条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>6 略</p>

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 159 号)

平成 29 年 9 月 20 日
人 事 課

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ、家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の作業に従事した職員に対し防疫等業務手当を支給する措置を講ずるとともに、東日本大震災に対処するための作業に特例として支給している災害応急作業等手当について、同様の大規模災害が発生した場合にも措置する必要がある。

2 改正内容

(1) 防疫等業務手当の一部改正

家畜伝染病 (人事委員会規則で定めるものに限る (※1)) のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合は、防疫等業務手当 (380 円/日以内 (※2)) を支給することとする。
(第 6 条関係)

※1 鳥インフルエンザ及び口蹄疫を想定

※2 著しく危険な作業については手当額の 100/100 を加算

(2) 災害応急作業等手当の一部改正

① 特定大規模災害 (※) に対処するため、災害応急作業等に引き続き 5 日以上で人事委員会規則で定める期間以上従事した場合は、手当額 (350 円～840 円) の 100 分の 100 に相当する額を加算することとする。(第 19 条関係)

※ 内閣総理大臣が本部長となる緊急災害対策本部が設置される大規模災害

② 原子力災害に対処するため、次の作業に従事した場合は、災害応急作業等手当を支給することとする。(第 20 条関係)

作業区域	作業区分	手当の額の上限 (日額)
原子力事業所の敷地内	原子炉建屋内における作業	40,000 円以内
	上記以外の作業	20,000 円以内
原子力災害対策本部長指示に基づいて設定された区域等	人事委員会が認める区域における作業	10,000 円以内

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第六条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 職員が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項の家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるものに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務又は作業に従事した日一日につき三百八十円(動物管理センターにおいて同項第三号の業務に専ら従事する職員にあつては、勤務一月につき一万二千五百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 職員が第一項第四号の作業のうち著しく危険であると人事委員会が認めるものに従事した場合の同項の手当の額は、前項の規定による額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第十九条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害に対処するため第一項各号の作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の同項の手当の額は、前二項の規定による額に第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。</p> <p>第二十条 職員が原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があ</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第六条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一〜三 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務又は作業に従事した日一日につき三百五十円(動物管理センターにおいて同項第三号に掲げる業務に専ら従事する職員にあつては、勤務一月につき一万二千五百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第十九条 略</p> <p>2・3 略</p>

つた場合で、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が認めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が認める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会が認めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

二 前項第一号に掲げる作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

三 前項第二号に掲げる作業 一万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

第二十一条～第二十七条 略

附 則

1 略

（東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例）

2 職員が東日本大震災（平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため第十九条第一項第二号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項から第四

第二十条～第二十六条 略

附 則

1 略

（東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例）

2 職員が東日本大震災（平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため第十九条第一項第二号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項及び第三

項までの規定にかかわらず、同条第二項及び第三項の規定による額と同条第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

3 職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、災害応急作業等手当を支給する。

- 一 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- 二 本部長指示

三 略
り帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号 に掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会が認めるものに限る。）内において行うもの 四万円
- 二 前項第一号 に掲げる作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円
- 三 前項第一号 に掲げる作業のうち人事委員会が認める施設内において行うもの 三千三百円

項の規定にかかわらず、これらの規定による額と同条第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

3 第十九条第一項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

- 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 略
4 第十九条第一項及び前項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急作業等手当を支給する。

- 一 本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前項第一号に掲げるものを除く。）
- 二 本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業

5 前二項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 附則第三項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会が認めるものに限る。）内において行うもの 四万円
- 二 附則第三項第一号に掲げる作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円
- 三 附則第三項第一号に掲げる作業のうち人事委員会が認める施設内において行うもの 三千三百円

- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
六千六百円
- 五 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
千三百三十円
- 六 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
三千三百円
- 七 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
六百六十円

5 第二十六条の規定にかかわらず、同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額るときにあつては当該手当のいずれかの手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれかの手当）以外の手当は支給しない。

6 附則第四項第四号又は第六号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前二項の規定による額に百分の六十を乗じて得た額とする。

- 四 附則第三項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
六千六百円
- 五 附則第三項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
千三百三十円
- 六 附則第三項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
三千三百円
- 七 附則第三項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
六百六十円
- 八 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
六千六百円
- 九 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
千三百三十円
- 十 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの
五千円
- 十一 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの
千円

6 第二十五条の規定にかかわらず、同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額るときにあつては当該手当のいずれかの手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれかの手当）以外の手当は支給しない。

7 附則第五項第四号、第六号、第八号又は第十号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前二項の規定による額に百分の六十を乗じて得た額とする。

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 160 号)

平成 29 年 9 月 20 日
財 政 課

1 改正理由

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 46 号) の施行により、不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第 77 号) 第 41 条第 1 項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

不動産特定共同事業法 (以下「法」という。) の規定により次の申請をする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとする。(第 27 条関係)

- (1) 法第 41 条第 1 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請
1 件につき 60,000 円
- (2) 法第 41 条第 3 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請
1 件につき 60,000 円

3 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日

参考

不動産特定共同事業：許可を受けた不動産会社等が事業主体となって投資家から出資を受け、不動産取引 (賃貸、売却等) によりこれを運用し、投資家に対して収益の分配を行うもの。

主な類型

	不動産特定共同事業者	小規模不動産特定共同事業者
資本金額	1 億円以上	1 千万円以上、1 億円未満
出資総額	上限なし	1 億円以内
事業免許	許可により付与 (有効期限なし)	登録により付与 (5 年ごとの更新制)

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(不動産特定共同事業法関係手数料)</p> <p>第二十七条 県は、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号。以下この条において「法」という。)に基づき事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請 八万円</p> <p>二 法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請 六万円</p> <p>三 法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請 六万円</p>	<p>(不動産特定共同事業法関係手数料)</p> <p>第二十七条 県は、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三条第一項の規定に基づき不動産特定共同事業の許可の申請をする者から、一件につき八万円の手数料を徴収する。</p>

「同意集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 161号)

平成 29 年 9 月 20 日
税 務 課

1 改正理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 47 号) の施行により、地域における経済活動を牽引する事業のための施設を促進区域内に設置した者について、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の措置を講ずる等の必要がある。

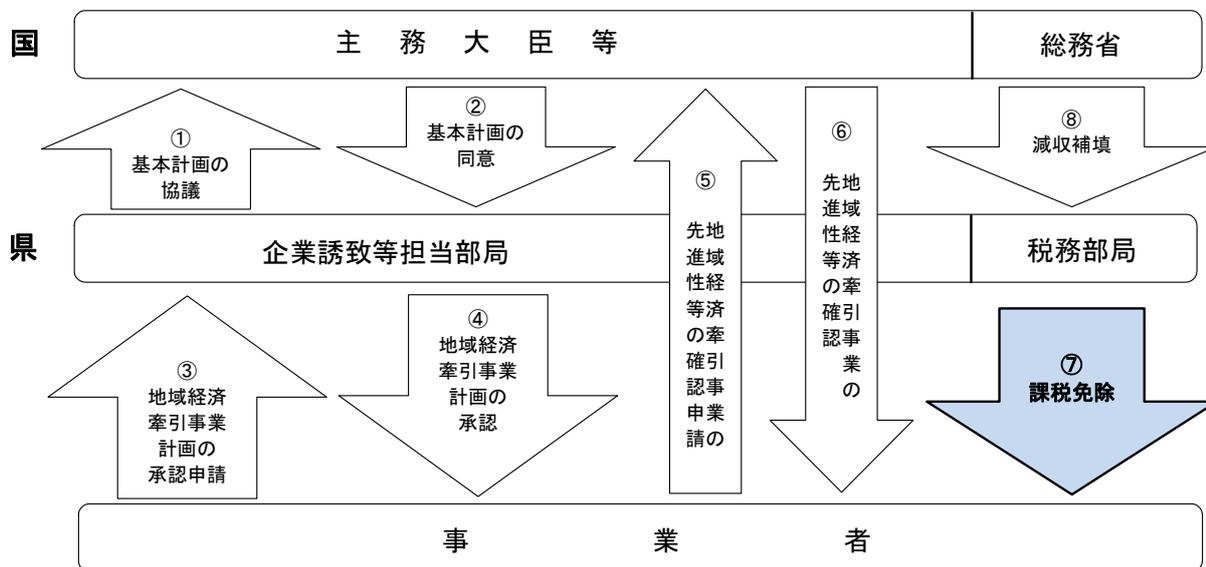
2 改正内容

変更点	改正前	改正後
条例の名称	同意集積区域における県税の課税免除に関する条例	地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例
対象区域	同意集積区域 (地方公共団体が作成する産業集積形成等の促進に関する国の同意を受けた基本計画において企業立地等を重点的に促進すべき区域として設定された区域)	促進区域 (地方公共団体が作成する地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の対象となる区域)
対象業種	製造業等	業種を問わない。
対象施設	県の承認を受けた「企業立地計画」に従って設置した対象業種のための施設 ※「企業立地計画」 事業者が作成するその事業の用に供する工場又は事業場の新增設に関する計画	県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って設置した地域経済牽引事業 (国が先進性等の確認をしたものに限る。) のための施設 ※「地域経済牽引事業計画」 事業者が作成する地域における経済活動を牽引する事業に関する計画
課税免除の要件	家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が 2 億円 (農林漁業に関連する製造業等にあつては、5,000 万円) を超えるもの	家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が 1 億円 (農林漁業関連業種にあつては、5,000 万円) を超えるもの
関係法律名称	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 [企業立地促進法]	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 [地域未来投資促進法]

※ 減収補填

課税免除の実施に伴う地方税収の減収分のうち75%は、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額から控除されるため、県の歳入の実際の減収は、課税免除した税額の25%相当額となる。

【参考】概略図



3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、本県をその区域に含む最初の基本計画が国の同意を得た日から適用する。

(2) 経過措置

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の経過措置により、なおその効力を有することとされる企業立地計画に係る課税免除措置は、なお従前の例による。

同意集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第四条第二項第一号に規定する促進区域(以下「促進区域」という。)における同法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業の促進により地域の成長発展の基盤強化に資するため、同法第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号。以下「省令」という。)第二条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を促進区域内に設置した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(促進区域内における県税の課税免除)</p> <p>第二条 促進区域内において、省令第一条に規定する同意日(以下「同意日」という。)から起算して五年内に対象施設を設置した者の当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又は当該家屋の敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該</p>	<p>同意集積区域における県税の課税免除に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第三十七号)第三条に規定する</p> <p>(同意集積区域内における県税の課税免除)</p> <p>第二条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)第二条に規定する同意日から起算して五年内に秋田県工業化等促進条例第三条第一項に規定する者が特定事業のための施設の用に供する家屋(当該施設)の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又は当該家屋の敷地である土地(当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該</p> <p>県税の</p>

家屋の建設に着手した場合における当該土地に限る。)を取得した場合における当該家屋又は当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

2 促進区域内において、前項の者が取得した対象施設

の用に供する大規模の償却資産(秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第六百六十四条に規定する大規模の償却資産(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)(同意日以後に取得したものに限る。)をいう。)に対しては、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、その前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間の各年度分の固定資産税を課さない。

家屋の建設に着手した場合における当該土地に限る。)を取得した場合における当該家屋又は当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

2 同意集積区域内において、前項の者が取得した特定事業のための

施設の用に供する大規模の償却資産(秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第六百六十四条に規定する大規模の償却資産(当該施設)の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)(をいう。)に対しては、当該大規模の償却資産を事業の用に供した日(その日が一月一日であるときは、その前日)の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度から三年度間の各年度分の固定資産税を課さない。